

あんしん住宅登録事業実施要綱

八王子市居住支援協議会

(目的)

第1条 この事業は、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）及び賃貸人双方が安心することのできる賃貸借関係を構築するための仕組みをつくることにより、市内の賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者の居住の安定を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 あんしん住宅とは、「あんしん事業利用住宅」、「空き家補助利用住宅」及び「(相談を)拒まない住宅」の総称をいう。
- 二 あんしん事業利用住宅とは、国が実施する住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を利用し改修を行った住宅をいう。
- 三 空き家補助利用住宅とは、八王子市空き家利活用促進整備助成事業を利用し改修を行った住宅をいう。
- 四 (相談を)拒まない住宅とは、不動産団体の会員であって市内に事務所を有する者が媒介する、住宅確保要配慮者の入居に関する相談を拒まない市内の住宅で、前2号の住宅を除く住宅をいう。
- 五 不動産団体とは、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会八王子支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩南支部をいう。
- 六 住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
- 七 あんしん住宅情報提供システムとは、国が実施する住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業において、住宅確保要配慮者向けの住宅情報等を登録、公開するシステムをいう。

(あんしん住宅の登録申請)

第3条 あんしん事業利用住宅の登録申請は、国が定める「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業補助金交付要綱」に基づき行うこととする。

- 2 空き家補助利用住宅の登録申請は、「八王子市空き家利活用促進整備補助金交付要綱」に基づき行うこととする。
- 3 (相談を)拒まない住宅の登録は、あんしん住宅情報提供システムへの登録により行うこととする。

(あんしん住宅の登録承認)

第4条 八王子市居住支援協議会（以下「協議会」という。）は、申請者・住棟情報の登録申請内容について、申請内容に虚偽の記載等があり、軽微な修正では当該申請内容の正確性を確保することができないと認められる場合を除き、アカウント登録の承認を行うこととする。

2 協議会は、住戸情報の登録申請内容について、次の各号に掲げる場合を除き、住戸情報の公開の承認を行うこととする。

- 一 あんしん事業利用住宅について、協議会が住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業ホームページで公開する事業要件に該当しない場合
- 二 空き家補助利用住宅について、当該住宅に係る事業が完了していない場合
- 三 （相談を）拒まない住宅について、住宅の登録申請者が不動産団体の会員である者のうち、市内に事務所を有する者でない場合
- 四 申請内容に虚偽の記載等があり、軽微な修正では当該申請内容の正確性を確保することができないと認められる場合

(登録の変更)

第5条 あんしん住宅の登録申請者は、次の各号に掲げる場合は、遅滞なく、システムより、変更の申請を行うこととする。

- 一 登録内容に変更が生じたとき
- 二 軽微な修正により申請内容の正確性を確保できるとして、登録後に変更の申請を行うことを条件に公開の承認を受けた場合

2 協議会は、申請の内容について虚偽の記載等が認められる場合を除き、変更の申請に対する承認を行うこととする。

(住戸情報の一時非公開)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる場合は、あんしん住宅の登録申請者が登録しているすべての申請者・住棟情報及び住戸情報を一時非公開とすることができる。

- 一 あんしん住宅の登録申請者から、申請者・住棟情報を一時非公開とする旨の依頼があったとき
- 二 申請者・住棟情報の登録内容について、虚偽の記載等があり、公開情報の正確性が確保できないとき

2 協議会は、次の各号に掲げる場合は、住戸情報を一時非公開とすることができる。

- 一 あんしん住宅の登録申請者から、住戸情報を一時非公開とする旨の依頼があったとき
- 二 住戸情報の登録内容について、虚偽の記載等があり、公開情報の正確性が確保できないとき

(住戸情報の登録データ抹消)

第7条 協議会は、次のいずれかに該当するときは、住戸情報の登録データを抹消しなければならない。ただし、次の第一号の場合においては、あんしん事業利用住宅及び空き家補助利用住宅の登録データ抹消の決定は本要綱によらず、それぞれ住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業実施支援室及び八王子市との協議により行うこととする。

- 一 あんしん住宅の登録申請者が住宅確保要配慮者から入居に係る相談を受けた場合に、住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒否し、又は入居の条件等を著しく不当なものとしたとき及び登録内容に虚偽の事実があり、故意または重過失が認められるとき
- 二 空き家補助利用住宅について、八王子市空き家利活用促進整備補助金交付要綱に違反し、八王子市により、補助金の交付の決定が取り消されたとき
- 三 空き家補助利用住宅について、住宅の登録申請者から、事業完了後10年を経過した住宅の登録データ抹消の依頼があったとき
- 四 (相談を)拒まない住宅について、住宅の登録申請者から、登録データ抹消の依頼があったとき

附 則

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

この要綱は、平成29年6月7日から施行する。